

## 公認会計士協同組合に是非ご加入ください

会計専門家として希望の第一歩を踏み出された今こそ、  
組合にご加入いただくよい機会です!

**組合加入促進キャンペーン実施中**  
**期間中にご加入いただいた皆さまに**  
**『ギフト券2,000円分』をもれなく贈呈!**

キャンペーン期間

令和3年3月1日～令和3年5月31日

### ご加入の手続きについて

① ご加入ご希望の方は、3頁目の申込書をご記入の上、公認会計士協同組合宛お送りください。  
〒102-0074 東京都千代田区九段南4-3-13 麹町秀永ビル3階  
メールアドレス：cpa-cos@mbr.sphere.ne.jp  
FAX (03-5226-3505) でも結構です。

↓  
② 下記③の銀行口座に出資金10,000円をお振り込みください。

↓  
①、②並びに日本公認会計士協会の準会員に登録されたことが確認できましたら、  
『ギフト券2,000円分』をお送りいたします。

(注) 組合員になるには日本公認会計士協会の準会員登録をしていただくことが条件です。

お問い合わせ先 電話 03-3515-8960 (公認会計士協同組合事務局)

③ 出資金のお振込先

口座名義「公認会計士協同組合」

三菱UFJ銀行 日本橋支店 普通預金 No.0008882

みずほ銀行 市ヶ谷支店 普通預金 No.1836561

## Q: 公認会計士協同組合ってなんですか？

A: 日本公認会計士協会の関係団体として、公認会計士の福利厚生、業務支援をするために、昭和36年に設立された「中小企業等事業協同組合」です。

## Q: どんな人が組合員になれるのですか？

A: 日本公認会計士協会の会員及び準会員(5号準会員を除く)で国内に事務所または住所を有する人なら誰でも加入できます。

## Q: 年会費はいくらですか？

A: 加入時に出資金10,000円をお支払いいただいたら、年会費等は一切かかりません。  
また、出資金は組合を脱退される際にはお返しいたします。

## Q: 組合員になるとどんな特典があるのですか？

A: いろいろありますが、主なものをご紹介します。

**【組合員の主な特典】** 当組合のホームページもご覧ください。 <http://cpacos.or.jp/>

### 専門図書の15%割引販売

協同組合事務所「書籍販売コーナー」に会計、監査、税務、経営などの専門図書を取り揃えております。また、協同組合のホームページ、ファックスでのご注文も承っております。

### CPA・COS総合保障プラン

生命保険は、協同組合のグループ保険のため、加入しやすい割安な保険料になっています。

### CPAパーソナルローン

—お使いみち—

- |               |         |
|---------------|---------|
| ■ご自宅の増改築・修繕資金 | ■最大融資金額 |
| ■お子様の教育資金     | 500万円   |
| ■自己啓発資金       | ■返済期間   |
| ■家具などの購入資金    | 最長7年    |
| ■旅行資金         | ■低金利!!  |
| ■結婚資金など       |         |

### 不動産(マンション等)の割引

提携不動産会社の建物請負工事・分譲マンション等の割引等の特典がうけられます。

■提携不動産会社  
旭化成ホームズ／大林新星和不動産／近鉄不動産／住友不動産／住友林業／積水ハウス／大成建設ハウジング／大京／大和ハウス工業／長谷工コーポレーション／古河林業／ミサワホーム／三井不動産レジデンシャル／ヤマダホームズ 他

令和 年 月 日

公認会計士協同組合理事長 殿

フリガナ

氏 名

⑩

住 所 〒

電話番号 ( )

FAX 番号 ( )

生年月日 昭・平 年 月 日生 ( 才)

## 加 入 申 込 書

このたび貴組合の定款を承認し下記により貴組合に加入いたしたく申込みます。

記

事務所名または勤務先名	
同 上 所 在 地	〒
同上電話及びFAX番号	電 話 ( ) F A X ( )
事務所の常時使用する事務員数	名
業 務 の 種 類	準 会 員
引受けようとする出資口数 <※1口1,000円(1万円単位)>	1 0 口 1 0 , 0 0 0 円

郵送物の送付先を事務所に希望される方はチェックしてください。

【個人情報の取扱いについて】

加入申込書にご記入いただいた個人情報は、中小企業等協同組合法に基づく取扱い、専門図書の販売をはじめとする各種事業の利用案内、およびこれらに付帯、関連するサービスの提供、広報誌の送付、諸通知、諸連絡等の組合員管理など、当組合が行うべき正当な目的のために利用し、その他の目的のために利用することはありません。

※定款はホームページ (<http://cpacos.or.jp/>) をご覧ください。

⑩